

煙草の問題を考えよう

著者 Smoke Stinks

2004/02/14

この文書は、2003年5月1日に、http://www.geocities.com/smoke_stinks/japanese.htmlとして公開した文書を編集したものです。内容については、ほぼ原文そのままですが、誤字・脱字の修正を行った他、それ以降に、その他の主張集として公開したものの一部を含みます。

この文書は、煙草の問題について考え、解決を目指すことを目的としたものです。従って、同様の目的を有する限り、再配布は制限しません。但し、著作権を放棄するものではありませんので、その旨ご了承ください。

目次

1. 序言.....	4
2. 煙草の非経済効果.....	5
2.1 煙草は利権者以外に利益をもたらさない.....	5
2.2 経済効果の疑問.....	6
2.3 飲食店や鉄道事業の例.....	7
2.3 飲食店や鉄道事業の例.....	7
2.4 レンタカーの例.....	7
2.5 税の徴収効果.....	8
3. 統計に表れない煙草の悪影響.....	10
3.1 放火による火災.....	10
3.2 交通事故.....	11
3.3 幼児虐待.....	11
3.4 犯罪.....	12
3.5 性格への影響.....	12
補足1 - お互い様という言葉.....	13
補足2 - 人前での喫煙行為は迷惑 - 証明は簡単だが納得させることができない不思議....	13
4. 任意の納税が義務に.....	15
補足意見 安易な増税には反対.....	16
5. 煙草の矛盾点.....	18
5.1 限りなく黒に近い灰色 - 自動販売機を無くせない理由.....	18
5.2 素朴な疑問 - 煙草を吸う権利って何?.....	18
5.2.1 権利という概念.....	18
5.2.2 煙草の使用方法和吸う権利.....	19
6. 各種の提言.....	20
6.1 煙草会社の新規事業開拓支援.....	20
6.2 禁煙教育の徹底.....	21
6.3 公共喫煙所の設置と喫煙店の法制化.....	21
6.4 煙草販売所の限定.....	21
6.5 暴煙行為の厳罰化.....	21
6.6 煙草の販売促進広告の全面禁止.....	21

6.7 煙草購入の免許制.....	21
6.8 喫煙者健康保険法の制定.....	22
6.9 煙草販売への電子マネーの導入.....	22
7. 結言.....	25
参考資料-1 煙草による経済効果の試算例.....	25
参考資料-2 煙草の毒性と加害性等の問題.....	26

1. 序言

煙草の有害性が英米の政府機関等によって公言されてから、既に40年以上が過ぎた。しかし、未だに煙草を廃止することはできず、また、喫煙による暴力行為も後を絶たない。筆者は、喫煙率を減少させると共に喫煙による暴力行為を防止することを望んでいる。この提言により、少しでも多くの人々に、煙草の問題について考える機会を提供できれば幸いである。

煙草はこの世に存在してはいけないもの。筆者はそう信じている。世の中に多少の害もないものは少ないが、以前から「百害あって一利なし」と云われている商品が、未だに存在しつづけているのが現状である。この世に必要な無い云う理由の各論は以下に述べるが、煙草を廃止しなければならない最も大きな理由は、「被害が自己完結せず、他者に広がる」ことと「社会にとって不利益しかない」ことである。良く言われる税金と経済効果については、別途、否定意見を記述しているので、そちらを参照して欲しい。

喫煙行為は、自虐行為である。このことは、既に、政府機関、学会、WHO等で、煙草の毒性と危険性について報告されているので、疑う余地はない。

更に、自分以外が存在する場所での喫煙行為は、自虐行為であると同時に、他人に対する暴力行為である。煙草の煙は、拡散によって、空気中に広まり、周囲の人々の吸い込む空気中に混入する。従って、喫煙行為は、他人の吸い込む空気中に毒を盛る行為である。これを暴力行為と云わずに何と云うべきであろうか。筆者は、これを敢えて、「暴煙行為」と呼ぶことにする。既にそのような言葉で呼ばれている方もいらっしゃるが、あまり耳にすることはない言葉である。ここでは、こうした煙草による迷惑・加害行為をまとめて暴煙行為として定義する。

残念なことに、現在の世の中は、暴行や傷害を受けても、殆どの場合、被害者側で告訴、訴訟での立証の手続きをとらない限り、加害者が罰を受けることのない世の中だ。こうした問題の中に、暴煙行為が隠れている状態であり、まさに「ケムに捲かれている」状態である。殆どの場合、煙草の暴力性について、加害者が認識できていないため、これが問題を拡大させていると同時に解決を長期化させている。しかし、悪を許容する社会というのは、住み難く、一旦被害が発生してしまったら取り返しのつかないことになる。従って、筆者は、暴煙行為を、多くの人々に認識して頂き、こうした暴力のない社会をつくらせて行きたい。

2. 煙草の非経済効果

2.1 煙草は利権者以外に利益をもたらさない

たばこ事業法は、煙草を製造することのできる企業を、日本たばこ産業株式会社に限定している。販売価格についても認可が必要である。輸入品の販売についても同様な手続きが定められている。従って、自由に販売できる商品ではない。

ウェブサイトで公開されている2002年の日本たばこ産業株式会社の資料によると、250円の製品の場合、同社の取分は、71.66円(28.66%)、販売店マージンは、25.00円(10.00%)、その他は税金となっている。コストについての資料はないが、販売店マージンが製造会社の取分の1/3超と高い。

これに対して、煙草の販売店以外では、客が購入するのを手伝ってあげても、マージンはゼロだ。飲食店で煙草を購入する人を見たことがある人も居ると思う。適当に高級な店でも、煙草は、現金かつ定価で客に販売する。水商売と云われるような、水に高価を付けて販売するところでも煙草は定価だ。不思議に感じた人は少なくないだろう。飲み屋で客が煙草を注文すると、どこかからごそごそ出してきて、現金と引き換えに客に渡すのも見るが、客から現金を預かって買いに行く姿も見ることがある。明らかにサービスなのに何故かサービス料を取らない。たばこ事業法によって、販売価格が決められているために、マージンゼロでも売らざるを得ないのだろう。同様に持ち込み料も徴収しない。灰皿を準備したり、空調コストを増やしたり、汚れを増やしたりして、明らかにコスト増になっているのに、こうしたコストを煙草に転嫁することはしていないのだ。

このように、煙草販売者以外は、煙草の恩恵など全く受けていないのに、不思議に煙草に関連したサービスをする。客の煙草に火を点けてやるのは、直接見えないところでサービス料を取っているからいいのかもしれないが、煙草に火を点けてもらうために店を訪れる客など居るのだろうか？同様に、煙草を吸うために店を訪れる客は居るのだろうか？後者については、実質的には喫煙店である喫茶店等があり、それが商売になるのように見えるが、煙草を吸わない客はその分のコストだけを負担させられている。仮にこうした喫茶店が全て禁煙になったら客が来なくなってしまうのだろうか？自分は、煙草の煙を吸込むのが嫌なので、普通の喫茶店やスナック・バー（喫煙店）には、一切入らない。逆に、禁煙であれば、必要がなくても入ってしまう。そういう人が他にどの程度居るのかわからないが、これは煙草を吸わせることによる負の要因なので、こうした負の要因と正の要因とを相殺しなければ、正しい効果は算定できない。煙草関連のサービスをすることによって、それがコスト増になっているのは明白だが、敢えてそのコストをかけてもそれが増益に繋がっているという証拠は何も無い。

では、全然儲からないのは何故なのか？その理由は、儲けが、関連産業に独占されているためだ。儲かっているのは、概ね、葉煙草生産農家と、煙草製造・販売事業者だけだ。関連サービスによって、儲けているものもあるが、それは、物流会社や関連商品の製造会社位のものである。他の全ての事業者は、こうした関連業者に貢いでいるだけなのに、全く気付かない人が殆どなのは、実に不思議だ。

儲かりもしないのに、煙草関連のサービスを提供する理由として考えられるのは、客に騒がれたくないことと、事業者自らも煙草を吸いたいこと位だ。いずれにしても、自分の欲求のために、他人に毒物を吸わせることを意に介さないというのは、正常ではない。

2.2 経済効果の疑問

煙草には、経済効果があるという。この神話がいつの間にか信じられるようになり定着した感がある。しかし、私は、既に指摘したように、この説に疑問を持っている。一般に云われているように、社会的損失のほうが大きいですよというのではない。経済効果は、社会的損失を抜きにしても、マイナスではないかと考えている。

そもそも、煙草の経済効果と云われるものは、煙草に消費された金額を指すのであって、煙草がなかった場合と煙草があった場合とを想定比較して、煙草によって経済的にこれだけ経済的な恩恵を受けているという試算ではない。

通常、経済効果があると云われる場合は、ある特定の産業だけでなく、広い範囲で資金が流動する効果がある。例えば、自動車産業が好況になれば、自動車産業だけでなく、鉄鋼、機械、窯業、化学、石油など関連する業界には直接資金が流れる。また、間接的には、道路、橋梁等の公共工事を誘発し、それに関係した業界や、観光等の業界に潤沢な資金を提供する。このように、社会全体にそのご利益がある場合、経済効果があると云う。

しかし、煙草の場合事情は全く異っている。既に論じた、関連サービス以外を考えると、煙草という商品を構成するのは、原料である煙草の葉の他は、僅かな紙と包装用プラスチックフィルム、フィルターだけである。関連商品としては、ライター、灰皿、自動販売機、エネルギー、運送、製造用の機械、分析サービス等 が考えられるが、自動販売機以下を除けば、残りは、煙草関連産業以外には殆どご利益がないものだ。逆に云えば、煙草産業に流れた資金の殆どは、その利益を享受した人が、別の目的で消費するまでは、別の産業には出て行かない。また、この資金は煙草があろうがなかろうがいずれ消費されるものであり、煙草による経済効果とは呼べない。

このように、煙草関連資金の流れは淀んでおり、他の産業への資金の流れを阻害し、却って景気に悪影響を与えていると考えるべきだ。

このように書くと、「煙草産業関係者の生活はどうなるのか？」と抗議する人が居るだろう。だから、予めお断りしておく。過去にも、利権に取り付いた人が、駄々を捏ねたことは、幾らでもある。しかし、時間と共に解決されていった。煙草産業に流れる資金が減れば、その分が自然に社会全体に流れて行く。そこに新たな仕事ができる。若しも「私は煙草の仕事しか出来ません」という人が居たら、その人は社会の役に立たない。煙草関連の仕事を生活の糧にしていた人でも、別の仕事で力が発揮できればそれで良い。何も対策せずに煙草の消費を減らしてゆけば、一時的な失業問題などが起こるだろうが、それについては、別の章で対策を提案する。

2.3 飲食店や鉄道事業の例

煙草が、経済損失を与えている事例のうち簡単なのは飲食店だ。誰でも思い当たるであろうが、煙草を吸う客は、先ず、空気を汚す。そして、部屋を汚す。店側は、灰皿も買い、洗わなければならないし、ごみも増え、空調負荷も上がり、コスト増になる。それだけではない。多くの喫煙者は煙草を吸って長居する。客に煙草を吸われたって、飲食店の経営者は、何の儲けもないのだ。それに引き換え、支出は増える。それに、長居されて、営業の機会損失が増える。こうして喫煙者のためのコストを非喫煙者である別の客が分担しなければならないのが実態だ。

これは鉄道についても同様なことだ。本来なら、駅構内や車両内に、勝手に煙草を持ち込むことを禁止し、施設内で、使用料を付加した値段で販売するか、または、喫煙料を徴収しなければならないのに、そのようなことにはなっていない。恐らく鉄道においては、煙草の販売利益が大きいのであろうが、その煙草が駅施設内で販売されたとは限らないことを考慮すれば、別会計にすべきことだろう。

こんな当然なことを、誰も指摘しない。煙草を吸わせると、客に暴れられたり、騒がれたりするのが怖いからだ。良いことがひとつもないのに、客にタダで煙草を吸わせる、このような習慣は、人々が何の疑問も持たずに当然と思っ込んでいるための、悪しき風習だ。思っ込みというのは怖いものだ。

2.4 レンタカーの例

以前に、仕事の都合でレンタカーを借りる機会があった。そのレンタカー会社には禁煙車がないということであったので、やむなく普通の車を借りたが、この臭い が酷かっ

た。車に乗るときは、常に窓を全開し、駐車中も、できるだけ窓を開けておいたが、1週間たってもその臭いが減ることはなかった。そこで返却時に苦情を申し入れたところ、後に詫状が届いた。詫状によると、煙草による臭いの問題は認識しており、消臭のための投資や禁煙車両の導入なども試験的に行ったと いうことであった。しかし、禁煙車両の中でも煙草を吸う客が居るため効果がなかった、という言い訳が書いてあった。

自分の場合、レンタカーの臭いが気になるので、個人で借りることは殆どない。このような人が他にどれくらい居るのかは資料がないが、自分一人ということはないだろう。こうして、観光のための消費の機会が未然に失われている。これも、煙草による非経済効果の例だ。

以上のように、煙草には、健康被害等の損失を抜きにしても、経済効果があるという証拠はないと考える。

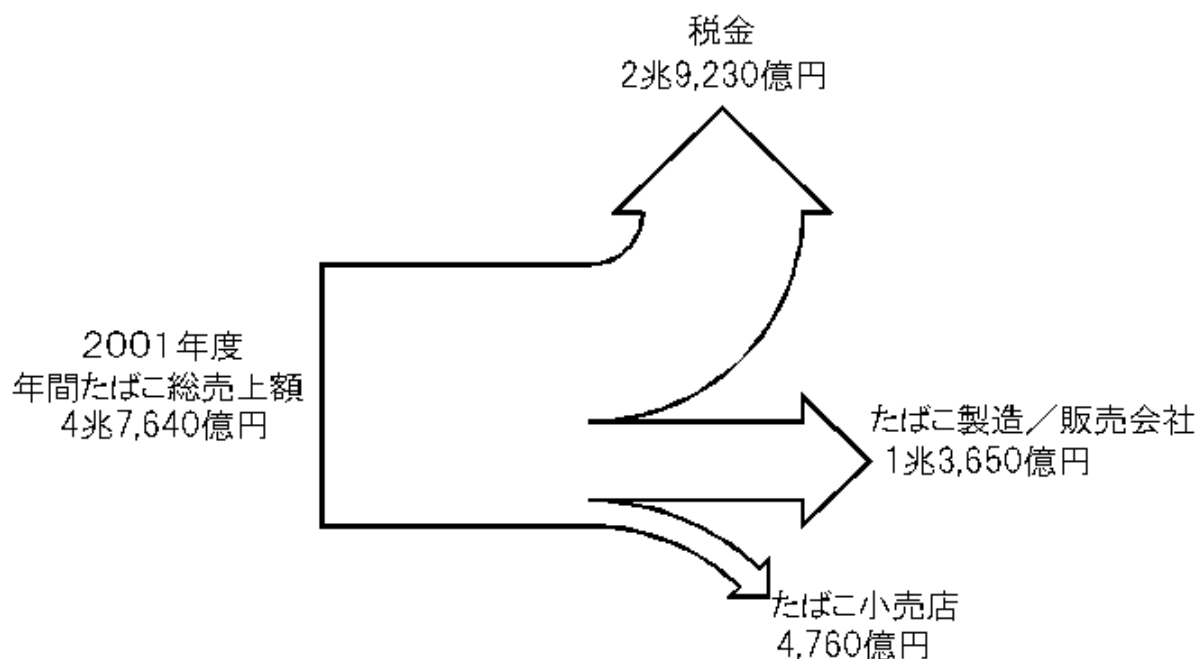
2.5 税の徴収効果

税金を幾ら徴収するかということは、ひとえに国家または地方自治体の運営に委ねられていることである為に、行政府が予算を策定する。その予算の適切性については、ここでは議論する必要がないが、先ず重要なのが、予算だ。これを達成するために、税金の徴収方法を決定することになる。そして「必要な資金は何 としてでも徴収しなければならない」のがその運営だ。「何としてでも」と書いたのは、そもそも、納税が趣味という人は、ごく少数と思われるので、どのような方法で徴収しても、必ず文句が来るからだ。従って、予算を増やすためには、何らかの形で増税しなければならない。

煙草の販売を中止すると、その税収がゼロになるため、どこかで穴埋めする必要が出てくる。煙草による税収は、JTの2002年度版ファクトブックから推算すると、2001年度で、約2兆9230億円であり、同年度の、国内の煙草の総売上は、約4兆7300億円である。煙草の販売を中止すると、煙草の売上が別の消費に回される。その分が貯蓄にまわることもあるが、貯蓄も何れは使われるので、そこから税を徴収できる。この差額が煙草の税収効果だ。煙草の売上分が他の消費に転じた際に徴収できる税金が、控えめに見て消費税だけであると考え。この額は、年間2250億円なので、消費税を除く煙草による付加的な税額は、2兆6750億円であり、国民一人あたり、およそ25,000円の税収となる。

この額が多いか少ないかは、各人の判断になるが、少なくとも、これだけ増税すれば、煙草税は必要なくなるということだ。税金だけに着目するのなら、煙草を無くせば、非喫

煙者は、年間2万5000円の負担で、快適な生活を手に入れることができ、喫煙者は、差し引き年間およそ6~7万円を別の目的に消費できることになる。



注:この数字はJTの2002年版ファクトブックからの推定計算値です。
推定売上高=JT国内たばこ売上(3兆5,400億円)÷JTシェア(74.3%)
推定税額=推定売上高×税率

因みにここで試算した税収は、巻末に示す、後藤氏が試算した煙草による付加的な医療費(3兆2千億円)よりも低い額だ。即ちこの説を信じれば、煙草を廃止してその分の税金を無くしても収支はプラスということになる。

3. 統計に表れない煙草の悪影響

煙草の悪影響は多すぎて列挙しきれものではないが、国家あるいは煙草会社によって、その悪影響の事実は相当に隠蔽されていると思う。隠蔽する方法は統計をとらないか、或いは統計をとっていても公表しないことだ。以下は、筆者が疑っていることである。どれも合理的に推測できることだが、具体的なデータが無いので、あくまでも仮説であるとして読んで頂きたい。

3.1 放火による火災

火災の原因の1位は放火、2位は煙草である。煙草の損失算定の中で火災被害については、過少評価されていると思う。何故なら、放火による火災の損害が含まれていないからだ。こんなことを書くと「え？放火と煙草は関係ないだろう？」と思われる方が多いに違いない。しかし、煙草は放火犯を幫助しているのだ。

もし貴方が、これから放火しようと思ったら、何が必要か、考えてみて欲しい。放火に必要なのは、第一が点火源 - 具体的にはマッチやライター等だ。これらは、煙草に点火するのが主な用途であるため、どこでも簡単に手に入るが、煙草を吸わない人は恐らくどちらも持っていないだろう。だから、煙草を吸わない人が放火しようと思ったら、点火源を入手しなければならない。また、煙草そのものがなければ、これらの点火用具が非常に入手し辛いものであることは間違いない。放火しようと考えても、点火源の入手が困難だと、恨み以外の理由では行為には及ばないだろう。少なくとも思い付きでの放火はできない。点火源が制限されていれば、放火自体を思いとどまらせることができるし、たとえ放火したとしても、足が付きやすくなる。結果的に放火は、減少することになる。

放火犯が喫煙者であったか或いは身内に喫煙者がいたかどうかの統計は、公表されていないし、調査もしていないかもしれない。調査すると大変なことになるのが目に見えているからだ。非喫煙者である放火犯は、放火用のマッチやライター等を持っているということになる。

自分の例だと、マッチやライターは、子供の頃花火をしたときと火遊びをしたとき（喫煙者の親が居る友達がこっそり持ってきたものだ）、点火機能のないガス器具を使用したとき、線香や蚊取り線香に火をつけるとき、それと訳あって喫煙したとき¹以外使ったことはない。煙草を止めてからは、臭いに敏感になったので、線香や蚊取り線香も一切使わなくなった。それに、最近は、点火機能のないガス器具にもお目にかかっている。

¹ 筆者は喫煙したことがある。動機は、周囲の煙に耐えられなかったためだ。自分が吸うと不思議に周囲の煙を我慢できるようになった。しかし、吸いつづけなければならなくなっている自分の惨めな姿に気づき、その後離煙した。このような喫煙をすると迷惑行為の連鎖になってしまうことにも後に気付いた。煙草を吸っていたときに迷惑をお掛けした方々には、この場を借りてお詫びしたい。

このため、マッチやライターは、全く無用だ。だから気軽に火をつける習慣は無く、放火など考えの及ばない行為だ。

それに、元来、火遊びは禁止行為だし、個人の花火も現在では迷惑行為の部類に入る。米国では、個人での花火は禁止されている地域が多い。日本で個人的な花火が禁止されていないのは、野放しの煙草と同様危険なことだ。これらが無くなれば、放火は殆ど無くなるだろう。そもそも、マッチやライターも、使用場所を限定すべきものだ。これらも、煙草があるために、必要以上に普及し、生活の危険を増大させているものだ。

3.2 交通事故

煙草と交通事故との相関については、調査したという報告を見たことが無い。しかし、理屈で考えれば、相関があることを合理的に推測できる。理由は、

- (1) 運転中に、運転以外のことを気にしなければならず、注意が逸れやすい。
- (2) 一酸化炭素等の影響により脳の働きが鈍る。

という2点である。「眠気を防止するのに役立つ」という反論があるだろうが、眠気を防止する方法は他に幾らでもあるし、どうしても眠い場合は車を止めて眠るのが正しい運転方法だ。上記の(1)、(2)の悪影響もあるので、これは合理的な方法ではない。運転中の携帯電話が禁止されているのに対し、煙草については言及すらされていないのは、目に見えない圧力が働いているのだと勘繰らざるをえない。

3.3 幼児虐待

幼児虐待の報道を聞くとその虐待行為の中の定番が「煙草の火を押付ける」行為だ。喫煙行為が自虐行為であると共に、暴力行為であることは、既に述べたが、こうした虐待行為は、喫煙が暴力行為であることを認識できないほど、思い遣りが欠如していることが、その根本にある問題と考える。喫煙による自虐と暴力の積重ねによって善悪の感覚が麻痺し、虐待に走るのだろうか。

虐待者の喫煙率が公表されていないので、今は想像することしかできないが、警察庁はデータを持っているはずだ。是非、公表して欲しい。

3.4 犯罪

未成年犯罪者の喫煙率は高い。これは、自明の事実である。未成年の場合、喫煙行為自体が犯罪になるので、この点について論じても意味が無い。問題は、喫煙という行為がどこか反社会的な匂いを漂わせていることだ。

少年少女が非行に走るとき、多くは喫煙習慣を身に付ける。データはないが、疑う余地は無い。反証したい人があったら、これを否定するデータを見せて欲しい。統計をとる以前に、煙草を吸っている高校生など、不良のごろつきだと、見れば分かる。まともな高校生は、敢えて犯罪行為など行わない。別の見方をすれば、「自分は反社会的な不良である」と周囲に表示するために煙草を吸っているのだろう。煙草が反社会的な雰囲気を漂わせているために、社会に反抗する未成年が煙草に憧れる。そして始めた喫煙習慣が抜けきれずに大人になる。これが現実だと思う。

このようにして、煙草は、犯罪者への第一歩となる。テレビの報道番組を見ている、顔を隠して取材に応じる、ヤミ金融の従業員や高額商品の売付け詐欺経験者等はずっと煙草を吸っている。こんなイメージがあるのに、法務省は統計を取らない、或いは、公表しない。統計を取ると租税局や煙草族から執拗な嫌がらせを受けるのだろう。

3.5 性格への影響

煙草は人の性格を変える。いつもこう思う。どのように変えるかという、我侭で、思いやりのない性格に変えるのだ。

2002年秋から千代田区で歩行喫煙を禁止する条例が布かれた。そしてこのことは、色々なテレビ番組でもよく話題となった。あるテレビ番組で、ゲスト出演者がコメントを求められ、「自分は携帯灰皿を持っているので関係ない！」とか「空気は千代田区の管轄ではない！」等と厚顔無恥な発言をして周りの人をしらけさせていた。この人は、作家で、道路公団の改革にも加わっている言わば知識人であり文化人でもある人物だ。こういう人が、自分が好きに吸いたい為に、上記のように幼稚で無知な発言を繰り返す。条例が、迷惑禁止を目的としていることを知っていれば、最初の発言は出るはずがないし、その次の発言は、法的に間違っている。そんなことは、工場の普通の公害防止管理者が知っている程度のことだ。

この例を、「この人物が馬鹿だった」と済ますのは簡単だ。しかし、問題の本質はそこにはない。私は、煙草が性格を変えたのだと考えている。

有名なあるタバコ掲示板に、以前、「幼い頃祖父の煙草で火傷をした」という内容の投稿があった。そのとき、「自分が煙草を吸っているのに何故来るのか」と逆に叱られ、その心の傷が癒えないということであった。

そもそも、人前での喫煙という行為は、明白な迷惑行為だ。この点については、別な

章で論じるが、迷惑行為でありことを知っていながら、喫煙をするというのは、性格の欠陥だ。もとの欠陥である場合もあるだろうが、煙草によって性格を変えられてしまったと考えたい。喫煙習慣は、煙草の迷惑や被害を過少評価する性格に変えるというほうが、良い表現かもしれない。

補足1 - お互い様という言葉

喫煙が迷惑行為であるという主張に対してよく「お互い様」という主張を見る。これも、喫煙習慣が性格を変えてしまった結果であると考ええる。

「お互い様」というのは、何らかの形で、相互に迷惑を掛け合っていることだ。例えば、「お前の煙草の煙何とかしろよ。」

「そういうお前もそこで焚き火するなよ。」

となれば、お互い様である。片側が一方的に迷惑を掛けている場合にお互い様とは云わない。このようなことを書くと、必ず「人は他人に迷惑を掛けずには生きられない。非喫煙者だって、魚を焼いたり、車に乗ったりして空気を汚すだろ。」と、言いがかりをつける人が出てくる。こうした思考は、実際に調査した訳でもないのに、他人が自分と同様煙草以外の汚染物を撒いていると思いつくことによって生まれる自分勝手な妄想によるものだ。非喫煙者は煙草の汚染物を撒かない。したがって、非喫煙者は、たとえ、自動車に乗ろうとも、秋刀魚を焼こうとも、煙草の分だけは少なく迷惑を掛けているので、全体としての迷惑度が同等ということは、絶対にない。

喫煙者にお互い様と言われたときに、水でも掛けてやれば、晴れてお互い様となるが、そんな馬鹿なことをする人はいないだろう。こんな当り前の議論をしなければならぬほどイカレタ人は何故か多い。まるで、煙草が脳を劣化させる作用を持っているかのように感じている人は多いだろう。

補足2 - 人前での喫煙行為は迷惑 - 証明は簡単だが納得させることができない不思議

人前での喫煙行為は迷惑だ。証明は簡単だ。証人を出せばそれで必要十分なのだ。ところが、何故か、こんな簡単なことが理解できない人が多い。代表的な反論は以下の通りだろう。

「どうして迷惑なんだ？」

「人が吸いたいののに止めさせるほうが迷惑だ。」

「こんなのが我慢できないのは我俣だ。」

賢明な読者諸君は既にお気付きの通り、これらの反論に対して反論する必要は無い。何故なら、迷惑に感じているという証人が、迷惑性を、既に証言しているのであって、これだけで証明は足りるからだ。こんな自明のことを説明するのは難しい。「 $1+1=2$ 」を証明するようなものだ。

敢えて、説明しようとする、馬鹿げた話になってしまう。例えば「殴られると痛い」のはどうやって証明するのだろうか？これも、殴られて痛かった証人が証言すれば足りる。上記の人前での喫煙行為が迷惑であるという事実は、これと同じであり、これ以上説明のしようもないものなのだ。「他人の喫煙を我慢できないのは我俣だ」という主張は、「殴られても我慢しないのは我俣だ」と主張しているのに等しい。尤も、体罰盛んな時代は、これが正論だったのかもしれないが、現代社会でそんなことを言うのは完全にいかれている。

共有財産である空気に毒物を混入させておいて、迷惑ではない、と言ってのけるどころか、そのことを指摘した人をまるでファシストでもあるかのように口汚く罵る人が居るのだ。煙草にはマインドコントロールする効果があるのだろうか。

4. 任意の納税が義務に

殆どの喫煙者は、何の疑問も持たず煙草を吸うのは権利だと思っているだろう。この考え方は、喫煙習慣が定着するまでの間は正しい。しかし、習慣が定着した途端に、今まで権利であったものが、義務に変わるのだ。

あることを「する」権利があるときは、同時に、それを「しない」権利が存在する。しかし、一旦依存症になってしまうと、それを「しない」権利は行使できなくなる。こんなものは、「権利」とは呼ばない。自分にとって、自由意思の存在しない「義務」に変身してしまうのだ。

煙草に限らず、依存性のある嗜好は、個人で制御するのが難しい。例えば、麻薬依存症、ギャンブル依存症等がこの例にあたる。一旦依存症になると、習慣的にその消費を続けなければならない。消費を続けるためには、資金が必要だから、他のことに消費する権利を諦めなければならない。金持ちならばそれでも良いだろうが、日本人は、そんな金持ちばかりだろうか？

煙草の場合、特に最優先で消費する傾向が著しい。普通の嗜好であればお金がないときは我慢するのが定石だが、煙草に関してはこの定石が成り立たないらしい。例えば、テレビ番組で時々紹介される、大家族、貧乏家族の父親は大抵煙草を吸っている。全ての番組を見た訳ではないが、自分が見た番組では、父親不在の場合を除き全ての父親が喫煙者だった。子供の誕生日に何かを買ってあげたいとかいいながら、自分は煙草を吸っていた。また、某テレビ局の、貧乏脱出を手助けする番組では、出演者に喫煙者が目立った。借金を抱え、電気を止められても煙草を吸い続ける。その程度の欲求を抑えられない人間に貧乏脱出などできる訳はない。「私には、自己管理能力がありません」と身をもって示しているようなものだ。

また、増加している浮浪者を見れば、その殆どが喫煙者だ（というか喫煙者でない浮浪者は見たことが無い）。尤も、浮浪生活を始めてからは、拾って吸っているのだろうが、そこまでして吸うということは、以前から喫煙習慣があったと考えるのが自然だ。

習慣的に消費を続ければ、何があっても最優先で消費してくれる。税金を課すには最も手っ取り早いのだ。ちょっとした興味で始めてしまった喫煙も、習慣になると、納税義務にはやがわりする。納税額は、1日1箱でもざっと、1年で5~6万円にもなる。煙草の増税案が出る度に、ヒステリックに反対する人が居るが、いちばん簡単な抵抗方法は、煙

草を止めることだ。「増税するなら買ってやらないぞ！」と行為で示せば増税など意味がなくなるのに、どうしてもできないのが煙草だ。煙草会社だって、「そんなに税金掛けるなら売ってやらないぞ！」と脅せばよいのだ。健全な会社であれば、いくつかの収益の柱がある。しかし、煙草の販売は独占利権であり、営業努力をしなくても売れる商品なので、本来の民間活力を生かしきれていない。このため、供給を停止するという伝家の宝刀を抜く体力がないのだろう。本来、独占企業が、その独占商品で大儲けするのは、倫理に悖るものである。電力会社などがその良い例だ。しかし、煙草の場合、その独占商品で莫大な収益を上げているので、不売運動ができない。

こういうことを書くと、「何故電力会社は伝家の宝刀を抜けないんだと」か「電力会社は収益を電力事業に頼っているだろう」とか、文句を付ける人が出てくる。そういう人は、必需品と嗜好品の差を理解できない人だ。煙草会社は、「煙草は大人の嗜好品」と銘打っているが、実は「必需品」としなければ、商品として成り立たない性格のものだ。消費者は、自分のお金が煙草利権に消えており、自分が嵌められていることにも気がつくにくくなってしまっている。

こうして煙草を吸い始めるといつのまにか煙草を吸う事自体が義務になり、同時に任意のはずの納税が義務になってしまう。

補足意見 安易な増税には反対

2003年の増税案の中に、煙草1本1円程度の増税案が加わり、実施された。私は、これには断固反対だ。煙草の税収を増やすことが目的だからだ。1本1円位の増税だったら喫煙率が下がらず税収だけが増えるだろうという安易な魂胆が見える。

そもそも煙草税を一般財源にすること自体反対だ。税収が不足するなら、先ず、支出を最大限削減し、そのうえで不足する分を消費税や所得税等で賄うべきであって、全く関係のない煙草に頼るべきではない。煙草税は、煙草関係の支出に限定すべきだ。具体的に書くと、

- (1)煙草病による、健康保険の赤字分の補填。
- (2)煙草が原因の火災損害の補償。
- (3)煙害被害者の救済。疾病・休業損失補填、訴訟費用等。
- (4)暴煙行為の取締り費用。未成年喫煙防止費用。清掃費用。
- (5)煙草産業関係従事者の転業・転職支援費用。
- (6)自販機の撤去補償費用。

- (7)禁煙外来費用補助。
 - (8)公衆喫煙所設置費用及び維持費用。
 - (9)未成年への煙草販売の防止対策費用。
- 等々だ。

これらの費用を捻出しようと思ったら、現状の煙草税では不足するだろう。こういった、前向きな税徴収であれば、増税は大賛成だ。

5. 煙草の矛盾点

5.1 限りなく黒に近い灰色 - 自動販売機を無くせない理由

未成年の喫煙は犯罪だ。今は、対面販売のときは、年齢の分かる身分証明書の提示を行わせるよう指導されているらしい。しかし、自動販売機は、一向に 無くなる気配を見せない。その理由は簡単だ。自動販売機を無くすと、未成年に煙草を売れなくなるからだ。未成年に煙草を販売するということは、その売上を増加させるだけでなく、間接的に喫煙率を押し上げる効果がある。未成年喫煙率がゼロというのは、当前のことなのだが、現実にはそうになっていない。仮に、自動販売機を全廃したとすると、未成年の喫煙率は、大幅に下がるだろう。

このような社会になった場合、晴れて成人した人は、敢えて喫煙を始めるであろうか？ 始める人がゼロとは云わないが、喫煙率は大きく下がるだろう。

このように、自動販売機を無くすと、喫煙率が低下すると予測できる。だから、自動販売機は、いわば、煙草会社の命綱と言っても良い。ここに、問題の根本がある。

因みに、煙草の自販機を設置することは、違法の疑いが強い。未成年喫煙防止法2条によって、未成年に煙草を販売したものは、罪に問われるからだ。即ち、買ったほうが犯罪者であると同時に、売った方も、「犯罪者」なのだ。しかも、売ったほうが、買った方よりも罪が重い。煙草の自販機を設置することにより、未成年が煙草を購入することは、明らかであるのに、何故か、実際には取締りの対象になっていない。筆者の考えでは、未成年に煙草の販売をできないような措置を講じない限り、自動販売機を設置し、そこから未成年が煙草を購入した場合、同法2条に抵触するものだ。

5.2 素朴な疑問 - 煙草を吸う権利って何？

5.2.1 権利という概念

飛行機内が禁煙になり、職場が禁煙になり、現代は、喫煙場所が制限されるのが当然のこととなっている。今後、喫煙制限は、益々進んでいくだろう。理由は、簡単だ。公共の場所での喫煙が迷惑行為だからだ。

ところが、制限が進んでくると「喫煙者の人権はどうなるんだ？」という人が出てくる。実際に、このような声は、ニュース番組のコメント等で耳にする。これも、あまりにも自明すぎて、議論する気も起きないが、敢えて、記述する。

元来、他人に、汚染物質を付れたり、毒物中に暴露させる権利など存在しない。今まで、このような不法行為に対し不当に寛容だっただけである。喫煙者には、他人に迷惑を掛けない場所で自由に吸う権利があるのに、何故「喫煙者の人権」等と云うのか？そんなことより、煙害被害者の人権を考えるのが当然の議論だ。

5.2.2 煙草の使用方法和吸う権利

煙草を吸う事は、例え自虐行為であるにせよ、法律で禁止されていない以上、個人の裁量の範疇に入ることなので、これを否定する理由はない。しかし、煙草というのは、矛盾した商品であり、正しい権利と義務を理解するには、常識が必要だ。

煙草は、何故か、特別扱いされた商品であって、PL法の適用もない。だから正しい使用方法というのも存在しない。皆、火を点けて煙を吸い込むのが正しい使用方法だと勝手に思っているだけだ。正しい使用方法についての認識が、各人の常識に委ねられている以上、「家の子が煙草を食べて死んだ」といって、煙草会社を訴えても、勝訴する見込みがないのだ。何故そのように特別扱いされているのか？その理由は簡単だ。他の商品と同等に扱おうと、販売することが不可能な欠陥商品になってしまうからだ。

例えば、強制間接喫煙により、病気になってしまった人は、どのように救済を求めるべきなのか考えてみれば分かりやすい。常識で判断すれば、これは、煙草の間違った使用方法により、起こった被害であることが明白だ。しかし、上記のように煙草には、正しい使用方法が定義されていないために、誤った使用方法だと主張することができない。結局、このような被害者が得られる法的救済措置は、煙を発生させた当人と、その施設の管理者を相手取って訴訟を起こすしかない。国や煙草会社を相手に訴訟する場合は、憲法上の権利から、たばこ事業法等が違憲であり、また、被害を防ぐための適切な措置をとってこなかった過失責任を追及することになる。既に、心有る弁護士と、被害者が団結して闘っておられるのだが、現状は苦戦が続いている。

脱線したが、上記の現状を踏まえて本論に戻る。煙草の正しい使用方法が、「火を点けて煙を火と反対側から吸い込む」ことであると仮定すると、以下のような疑問が出てくる。

- (1)煙は先端からも出てくるが、これは吸って良いのか？
- (2)自分で吐き出した煙を再び吸い込むことは正しいのか？
- (3)「あなたの健康の為に吸い過ぎに注意しましょう」と書いてあるが吸い過ぎの基準は何か？
- (4)煙草は、煙を吸い込むための商品なのに、どうして全部吸い込めなくなっているのか？

以上のような疑問の他にも、心有る人は、下記のことを考えるだろう。

- (5)未成年の喫煙は禁じられているが、受動的なら良いのか？

(6)自分が出した煙は処理しなくて良いのか？

(7)他の人が居るところで煙草を吸うということは煙を浴びせることなのに、自分で決められるのか？

(8)仮に了承が得られたとしても、私の吸い過ぎで、他人の健康に害が起こらないのか？

(5)～(8)に考えが及ぶ人であれば、「公共の場所で煙草を吸うことは不可能」であることが分かるだろう。直接的に表現すると、「私は煙草を吸う権利がある」しかし「私は私の煙を他人に吸わせる権利はない」と纏めることができる。

6. 各種の提言

煙害問題を解消するためには、既に論じてきたように、幾つかの重大な障壁がある。それらの障壁を取除かなければ、問題は収まらない。以下に、このための提案を示す。

6.1 煙草会社の新規事業開拓支援

煙草会社の悪を暴いて潰そうというのは、良い方法とは思わない。一時的に多くの失業者が出て、景気は益々悪化するだろう。煙草会社のやり方に対し、云いたいことは沢山あるが、それらを議論して、仮に、煙草会社が有罪になったところで、問題が収束する訳ではない。ここで提案するのは、煙草会社の転業支援だ。現在のように、文字通り、煙草が主力製品であると、どうしても、そこで会社の生計を立てなければならない。従って、収益を煙草事業に頼らなくても済むよう、支援するのだ。但し、これには、政府、煙草会社を含めた喫煙率減少への目標の合意が必要だ。どうしても合意できないのであれば、訴訟や不買運動等で、物理的ダメージを与えるしかない。しかし、ある程度の合意が得られるのであれば、支援するのが、煙草被害を減少させるための近道だろう。この場合、間違っても、煙草以外の商品の不買運動等してはならない。そうすると、話がこじれるからだ。北朝鮮との国交正常化が難しいのと同様、煙草族との対話も難しい。煙草族は、あたかもひとつの宗教倫理によって動いているかのようだ。ここに対話の道を開くためには、煙草の権益を諦めてもらう代りに正常な市場競争に参入できるように、支援することだと思う。

既に、煙草による社会的損失や、健康被害等は、明確にされていることなので、これに反して販売促進を続けるのであれば、社会倫理を逸脱した、悪魔の所業と言わなければならない。もはや猶予は無い。

6.2 禁煙教育の徹底

先ず、煙草が有害であることを、子供の頃から教えるのが必要だ。そのため、喫煙者には、教職資格を与えないこととする。学校の従事者も全て喫煙癖のないものに限定する。

6.3 公共喫煙所の設置と喫煙店の法制化

煙草税及び煙草会社の資金によって公共喫煙所を設置する。運営費用は、これらの費用は、煙草税で負担する他、利用者から直接徴収する。煙草はタダで吸え という神話を変

えるためだ。

まず準備段階として、法律により喫煙店を定義し、それ以外では全て禁煙にする。煙草は、喫煙店で購入したもののみ使用を許可し、持込の場合は、持込料を徴収する。飲食店を喫煙店とすることはできないようにする。

6.4 煙草販売所の限定

最終的には、煙草は公共喫煙所または特別に許可された喫煙店でのみ販売できるようにする。また、持ち出しを禁止する。

6.5 暴煙行為の厳罰化

他人に受動喫煙をさせる行為に対する懲罰を禁固または懲役刑以上とする。または、公共の場所での喫煙行為は、傷害未遂罪または殺人未遂罪を適用する。

6.6 煙草の販売促進広告の全面禁止

広告は、煙草の害を表示するものだけに留める。

6.7 煙草購入の免許制

暴煙行為を理解できないものには免許を与えないこととする。また、煙草の購入に免許証の提示を義務付け、また、暴煙行為者からは免許を剥奪する。

6.8 喫煙者健康保険法の制定

喫煙者は、一般の健康保険に加入できず、喫煙者健康保険に加入するようにする。当然保険料は、危険に見合った金額とする。また、受動喫煙被害による病気は、全額を喫煙者健康保険で賄い、また、休業損失費用や慰謝料もそこから拠出する。

6.9 煙草販売への電子マネーの導入

煙草販売の問題についてはいろいろとある。その中での最重要の問題は、未成年への販売

と、ルールを守れない者に対する販売の2点だろう。前者は、法律的にも禁止されているものだが、警察当局が取り締まる姿勢を見せないなので、実態は、完全な野放しだ。

既に述べたように、対面販売の場合、販売店に対して未成年に販売しないよう指導を行っているらしい。コンビニには、"年齢を確認する 場合があります"といった但し書きがある。これが本当に守られているのかはわからない。実際には自動販売機を併設してあることも多いので、販売店としての 問題点を認識しているとは思えない。そもそも、24時間営業の対面販売の店舗で、自動販売機を設置しているというのは、未成年に違法に販売しようという以外の目的はないだろう。

では、自動販売機を廃止する以外に何か対策はないのだろうか？考えてみると妙案があった。これは、景気対策にもなる方法だ。

筆者の考え付いた方法は、未成年への煙草の販売を根絶し、自動販売機も有効に活用し、なおかつ景気対策も併せて行おうというものだ。この方法では自動販売機そのものは規制しないが、対面販売も含めて現金での煙草販売を一切禁止し、電子マネーによる決済のみとする。

電子マネーは、JRのスイカのようなカードを使用して、事前に入金させておき、その範囲内でのみ使用できるようにする。電子マネーへの入金、役所が代行する。代行費用は、煙草税を充てるか、使用者本人から徴収するか、または、煙草会社から徴収する。役所に代行させるのは、未成年がこの電子マネーを 購入するのを防止するためだ。また、この電子マネーの譲渡は禁止し、譲渡した側、された側双方に対して罰則を設ける。

実施費用については、全額煙草税を充てる。煙草税で不足する場合は、煙草税の臨時増税を行えば良い。

実は、こういった対策を行うと、未成年への販売が防止できるだけでなく、下記のような効果も同時に期待できる。

- 電子マネーを決済する装置が必要になるので、IT業界をはじめとして、工業界や商業会に資金が流動する。煙草販売のように、資金の流れが滞るのではなく、本来の意味での経済効果がある。
- IT化を促進できる。また、公的な実験として電子マネー化には弾みがつくだろう。
- 煙草税を事前に徴収できる。つまり、入金時点で徴税しておき、購入時には、税を含まない額で購入するという方法である。税の取りはぐれが起きない。また、購入量に応じて累進税率を決めるなど、柔軟な課税ができる。

- 所得を誤魔化して、課税を逃れている者を発見しやすくなる。
- 各個人の煙草税の納税額を把握できる。また、よく云われるような"喫煙者は高額納税者だ"という主張の真偽についても検証できる。
- 自動販売機を規制する必要がなくなる。
- 煙草の消費量を規制できる。すなわち、使用額に上限を設けることで、簡単に消費量をコントロールできるようになる。
- 不法入国者や不法滞在者を発見できる。喫煙習慣のない不法入国者には無効だが、一定の効果はあるだろう。
- 煙草のルール違反の罰則に、煙草購入禁止を充てることができる。即ち、暴煙者壊滅のための切り札になる。
- 喫煙免許制への発展が容易になる。実は、喫煙免許制を実施しておかないと、将来訴訟によって国や煙草会社が打撃を喰うことになりかねないのだ。裁判官が世代交替してゆくと判決の内容は変わってゆくことが予想される。将来の判決では、毒物を国民に売りつけたという積極詐害と問題を放置したという不作為責任の両方が問われることになるだろう。結局、こうした打撃は国民全員で負担することになる。
- 喫煙者の健康状態の監視が可能になる。即ち、健康保険と連動させれば、自己申告でない正確な喫煙習慣の情報が医療機関に伝わるし、健康被害の証明も簡単にな。また、健康被害との関連が明らかになれば、臨時で健康保険の不当支出費用を徴収できる。
- ユーザにとって煙草への無駄な支出を抑えられる。自分の子供の食事代より自分の煙草代が優先するという馬鹿親には効果があるだろう。

このように考えると、煙草の問題点を潰すということは、他にも大きな効果を齎す可能性が出来ることになる。見方を変えれば、煙草対策によって景気回復できる可能性があるのだ。

以上のような大変な政策を行うより、全面禁止したほうが、遥かに効率的だと思うが、どうしても吸いたいという人がいるならば、このようにする必要がある。尤も、殆どの人が暴煙行為の重大性を認識し、喫煙率が、数%程度に下がれば、ここまで騒ぐ必要はなくなるかもしれない。民間レベルでの啓蒙活動と、法制化の両側から攻めるのが望ましい。

7. 結言

以上、煙草の問題について、思うままに、自説を書き綴ってきた。中でも、煙草による非経済効果と煙草が性格を変えるという説については、あまり議論されることのなかったものだと思う。毒舌調で恐縮ではあるが、一つの説として考えてみて頂きたい。

参考資料-1 煙草による経済効果の試算例

ここでは、煙草による非経済効果については、「経済効果があるという証拠はない」という結論に留めていますが、詳細には、様々な研究報告があります。下記に、一例を載せます。私の説は、下記の例では、たばこによる経済メリット(A)に疑問を持つもので、論点が異なることに注意してください。

尚、下記文献のBの部分について否定するものではありません。

後藤公彦「たばこの経済分析」, 日本医師会雑誌 116:370, 1996. より

たばこによる経済メリット

たばこ税 19,000 億円+タバコ関係事業の賃金・利益 8,500 億円

合計 27,500 億円・・・A

たばこのために増えたコスト

医療費 32,000 億円+喪失国民所得 20,000 億円+消防・清掃費用その他 4,000 億円

合計 56,000 億円・・・B

たばこによる経済効果

A - B 差し引き 28,500 億円の赤字 (国民一人あたり 2 万 4 0 0 0 円 の赤字)

参考資料-2 煙草の毒性と加害性等の問題

出典 <http://bcn.boulder.co.us/community/abct/abcttmgt.htm>

"The Alliance of Boulder County on Tobacco and Health

Tobacco Management Information Messages"

"Secondhand Smoke Stinks!" 『受動喫煙は怪しからん!』 (訳: Smoke Stinks)

- 喫煙している室内の汚染は、交通量の多い高速道路の6倍にまで汚染されている。
- 喫煙している環境で働いている従業員は、8時間の就労中に受動喫煙によって、煙草2箱分の煙を吸う。
- コロラド州では大人の77%は煙草を吸わない。
- 受動喫煙に晒されている人はstroke(発作、脳卒中等)を煩う危険性が82%増大する。
- 禁煙席では、受動喫煙を防止することができない。煙は、喫煙席だけに留まるものではない。
- 非喫煙者の受動喫煙は肺癌と心臓発作を引き起こし得る。
- 受動喫煙環境の空気が引き起こす肺癌の危険は、法令で許容されている程度の汚染の空気の30倍である。
- 受動する煙草の煙に含まれる4,000以上の化学物質には、塗料の溶剤や便所洗剤に含まれる化学物質も含まれる。
- 受動する煙草の煙に含まれる4,000以上の化学物質には、鼠駆除用の化学物質やライター の燃料になる化学物質も含まれる。
- 受動喫煙によって、コロラドでは毎年500人が殺されていると見積もられている。
- 受動喫煙は癌の原因であることが知られている。この暴露には安全という水準はない。
- 受動喫煙による死はUSにおいては、予防できる死亡原因3番目のものであり、毎年53,000人の非喫煙者を殺している。
- 喫煙環境は、呼吸障害者のアクセスを否定している。
- 喫煙を許容している職場では常習欠勤が多い。